

公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について(案)に対するパブリックコメント実施結果

1 実施期間 令和5年6月7日(水)～令和5年7月7日(金)

2 意見提出数 34件

3 提出された意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	文化の灯を消さないため、頑張っている文化協会の活動団体に対して、公民館はお互いに持ちつ持たれつの関わりであるはずなのに、年々、そのような関わりが感じられなくなってきていると感じます。甲府市は、文化協会に入っていれば使用料は月3回まで無料です。また地域住民には「地域集会室」という部屋がいつでも無料で開かれている部屋もあります。甲斐市民を誇れるような、そんな行政であってほしいと心より願います。	減免基準の基本的な考え方において、文化協会に属する団体は減額を適用することができるものとしており、公民館利用団体については、文化協会への加入を促進します。
2	施設利用料及び減免措置の見直しを検討されているとのことですが、据え置きを要望します。 減免措置も無くなれば、使用料は3倍になり年間24,000円が72,000円にも上ります。 (別途・講師料必要)	施設使用料及び減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。ただし、今回の使用料見直しについては、現状の物価高騰やパブリックコメント等の意見を踏まえ、激変緩和措置を現行料金の1.5倍から1.2倍にすることができることと追記をして修正しております。
3	減免基準の見直しについて5(2)アで文化協会、スポーツ協会に属する団体の減免はあるとのことですが、私共の会は公民館の活動の中から生れた会で、創立以来、ずっと減免(50%)を受けてきました。活動の使用料が年額8000円弱で8年近く活動してきましたが減免がなくなると16800円になり、倍増します昨今の経済状況を思うと値上げもある程度やむなしですが、「文化協会に属さない」活動という理由だけで、前年までの措置がなくなるのは困ります。会員数も高令化で減っているので、少ない人数で年に8000円以上の値上げは会の活動にとってもきついです。今までの経緯もあるのでせめて30%か20%の特例の減免を検討していただけないでしょうか。活動中の会員はこれを楽しみに日々の生活を送っている人が多いのです。	公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。 使用料見直しについては、現状の物価高騰やパブリックコメント等の意見を踏まえ、激変緩和措置を現行料金の1.5倍から1.2倍にすることができることと追記をして修正しております。
4	長く利用している団体に対して減免したらどうか？ 南アルプス市は1時間200円だそうです。	減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。

No.	意見の概要	市の考え方
5	<p>2.減免基準の適用については、内容が理解できていませんが、現状の理解度ですと甲斐市文化協会に属しないと摘要が受けられないのならば、現状のままで活動協議会に所属させていただき、年間会費のみ支払いとして、各会の活動は現状のままにしておいて下さい。</p> <p>3.各公民館に所属している活動団体が、一斉に文化協会に所属すると、数が多すぎ管理できるかどうか心配になります。より活発な活動団体となれるように我々も頑張りますので、関係各機関のご努力を御願い致します。</p> <p>4.現状のままで問題が有るのならば、その問題を解決するべく、話し合いをしては如何でしょうか?</p>	<p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p> <p>また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p>
6	<p>公の施設使用料の減免基準の基本的考え方について、現在北部公民館だけでも60団体が活動し、我々のような美術関係だけでも7団体がそれぞれ独自性を持って活動しています。それを文化協会に所属していない事で「公益性が無い」と判断され減額条件に該当しない事になりそうですが創甲斐教育の中の生涯学習・文化活動の推進(基本目標2の基本方針4)とも矛盾してしまうのではないかと。</p>	<p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
7	<p>使用料減額今まで1/2して頂いていましたが、その点変わる可能性はあるのでしょうか?</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p>
8	<p>使用料の減免がなくなって、更に使用料の値上がりと言う事で、私達使用する者にとっては、大変な事です。これが決まる前に各使用者の代表を集めて話し合いをしてほしかったです</p>	<p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p> <p>また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p>
9	<p>減免は他の市町村と横を合わせる方向がよろしいかと思えます。ただ、スポーツ少年団登録をしていて竜王武道館を使っている団体が実際は収益事業をしている武道団体であると聞いたことがあります。事実ならそれは不正行為です。不正にスポ少登録をして減免等の恩恵を受けて施設を利用している団体が含まれていないかしっかりと見極めていただきたいと思えます。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>スポーツ少年団登録については、所管課において確認します。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
10	<p>意見：公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について(案)</p> <p>「4.減免の判断基準 ○公の施設は・・・市民が利用しやすいよう低廉な使用料として設定しているもので原則は全額納付を基本に考える」とあるが、今回の値上げの金額は、低廉とは思えない。</p> <p>「5.具体的な減免基準 (2)減額する場合①ア・・・」の中で、いくつかの団体が挙げられているが、その中の文化協会に所属する団体と公民館を使用している団体は、何ら変わらない活動をしている。文化協会に所属する団体が減額されるのであれば、他の団体も減額されても良いのではないかと。また、交通安全母の会は活動が終了している。もう少し丁寧な調査をお願いしたい。</p> <p>お願い：値上げの幅を抑えて頂きたい。急激にではなく段階的に上げていくことを考えていただきたい。社会教育団体の減免措置が無くなるのであれば、まずは、現行の使用料を下げてください、今後も高齢者にも、気軽に利用できる施設としておいて頂きたい。</p>	<p>施設使用料及び減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。ただし、今回の使用料見直しについては、現状の物価高騰やパブリックコメント等の意見を踏まえ、激変緩和措置を現行料金の1.5倍から1.2倍にすることができることと追記をして修正しております。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p> <p>また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p> <p>交通安全母の会については、御指摘のとおり活動が終了しておりますので削除します。</p>
11	<p>私は2021年10月より毎週1回双葉公民館にて体操(あさがおの会)を続けてきました。今検討されている事項のうち減免基準の適用について、是非とも50%減免になるように願っています。私の場合2018年の秋から肩の痛みが起り、2年間くらいは整形外科に通院して、その後縁があって公民館に通うようになりました。家事の不便(缶やペットボトルの蓋があげられない、電気掃除機が重くてモップしか使えない、買い物後荷物が重いとしんどい等)は徐々に改善して、洗濯物干しや寝具の片づけも容易になってきました。まだヘルパーさんに依存せず、出来る活動は自分でやれば幸せな後期高齢期を続けられるかと思えます。</p>	<p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p> <p>また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
12	<p>1、4の減免の判断基準の3番目の「○」について、「あるいは負担能力から援助が必要であるもの」とはどういう場合をいうのか示してほしい。また、「政策的に行うものとし、」の政策的とはどういうことか？さらに「利用者個人の利益につながる利用は原則として対象としない」とは、特別の場合は減免となるのか。それはどういう場合か示してほしい。</p> <p>2、5の具体的な減免基準の(4)その他の基準についての中で「なお、施設設置の目的を達成するため規則に定めた団体の利用については、これまでと同様とする」の規則に定めた団体とは具体的に示してほしい。</p> <p>3、高齢者の認知症が社会問題になっています。認知症予防には、社会参加、コミュニケーション、運動が不可欠とあります。医療費の軽減にも効果的です。市の施設は、活動の場として最適です。高齢者の利用について減免を要望します。利用者のアンケート実施し、再考を要望します。</p>	<p>1、「あるいは負担能力から援助が必要であるもの」とは、自立と社会参加を促す老人クラブや障がい者団体等を示しています。</p> <p>「政策的に行うものとし、」の政策的とは、市の方針や方策を指します。</p> <p>「利用者個人の利益につながる利用は原則として対象としない」とは、特別の場合は減免となるのか。それはどういう場合かについては、特別な場合は、協議の上決定するものとしします。</p> <p>2、「なお、施設設置の目的を達成するため規則に定めた団体の利用については、これまでと同様とする」の規則に定めた団体とは、公民館の場合、甲斐市公民館条例施行規則において使用料減免の基準及び割合を規定しており、団体については、甲斐市議会、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校、各種行政委員会、自治会としております。</p> <p>3、減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ・減免廃止には、賛成です。同じ活動内容なのに、片や1000円、隣は500円では、不公平感をいただきます。 ・減免に当たる活動内容の明確化をお願いします。(ボランティア活動・社会教育活動など) 	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
14	<p>減免措置の縮小について。私共の「もみじ会」健康増進活動に対し、公民館の使用料等の費用に減免措置を頂いており誠にありがとうございます。今回この措置の見直しを計りたいとの趣旨でございますが、どのような理由からなのか分かりませんが減免措置そのものが住民の健康に対する営みに強いては国体向上に少しでも行政の力添えを頂けるという事でその目的が変わらないならば本音は更に補助強化の方へとお願ひしたいところです。私共も今、後継者不足に悩んでいる所で行政の力かなくても自壊の恐れが無きにも非ずです。そうなれば減免措置は自然解消してしまいます是非そここのところを考えて頂き、減免措置の強化か現状維持の御判断を下されれば幸いに存じます。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p> <p>また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
15	<p>施設使用料の見直しについて個人の意見です。</p> <p>私は今、減免対象の体操教室と、有料の対象の体操教室に通って居ります。数年前から新規のサークルは、減免対象外という説明を受けました。同じ目的(健康維持、認知症予防等)で行っているのに又、同じ甲斐市民としてきちんと納税もしています。どうして同じ市民として差があるのでしょうか?減免対象の教室の仲間は「値上がりする」と不満もある様ですが、今回のパブリックコメントの意見を参考に同じ市民として「格差」が無いようお願い致します。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
16	<p>我々の会は約30年前から竜王町文化協会囲碁部として旧中部公民館で年間を通して土日の午後をお借りし、減免処遇のもとで活動してきました。3町村の合併にあわせ各囲碁部も合併し甲斐市文化協会囲碁部となりましたが、その後2009年より活動内容、規模の違い、双葉地区と敷島地区との諸連絡の煩雑さ等で、我々旧竜王町文化協会所属部門は分離独立し、竜碁会と名乗って活動してきました。竜碁会は社会教育団体と認められ、減免許可を頂いております。囲碁はストレス解消、ぼけ防止、年代を超えたコミュニケーションに大変役立つと世間では言われており、それを普及させ、更には地域住民間の親睦を目的としている竜碁会の会則に基づく我々の活動を理解して頂いた結果と感謝しております。</p> <p>今までのセミナーハウスでの土日の囲碁対局以外の活動実績としては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、竜王町からの依頼を受け竜王小学校へ囲碁指導 2、小学生、高校生女性への長期無料指導 3、市民対象囲碁大会の開催 4、分室[ヒカルの碁]開設 5、釜無レクリエーションセンターで、月2回囲碁普及の為の碁会開催 6、山梨県職域囲碁大会の最高クラス(A1)で準優勝 7、全国パラリンピック囲碁大会に山梨県代表に等が上げられます。 <p>「公の施設使用料の減免基準の基本的な考え方について(案)」を熟読させて頂きました。「5.具体的な減免基準(2)減額する場合」項に具体的に適用団体名が記載されています。ここに記載されていない団体は適用不可と解釈します。団体の利益につながる活動ではなく、社会教育の一助にもなるような団体であれば減免対象団体と見なすべきではないでしょうか。活動を停滞させるのではなく前進させる事に繋がります。減免対象団体の条項にその旨の記載をして頂くよう希望します。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
17	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで社会教育活動団体として、公民館活動にも協力するという位置付けで、市長の承認?のもと、減免団体として1/2の減免を受けて活動してきたが、この考え方、位置付けはどう変わるのか。 ・年配の人が多いため、減免団体がなくなる事により、部屋の使用料が倍になり、特に活動の活発な団体の負担が大きくなる ・減免については出来れば続けて欲しい。 ・減免がある事に「不公平だ」という意見があると聞いたが、活動内容を精査して減免団体が増えても良いのではないか。 	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
18	<p>公民館使用料減免処置の廃止(実質値上げ)に反対します。「公の施設使用料の減免基準」は、公民館に団体登録し利用者名簿を提出して、住民福祉の向上のために文化、スポーツ、社会生活全般に係る活動を定期的に行われる利用者に減免処置が行われています。この減免処置が廃止されることは大幅な値上げになり、社会活動全般の停滞につながります。今日の物価高のさなかにやるべきことではありません。公民館の人件費や光熱水費を利用者に払わせようとする考え方が間違っています。税金は住みよく文化的で豊かな街づくりに使われるべきで、そのためには公民館の使用料は極力低廉にすべきです。</p>	<p>施設使用料及び減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。ただし、今回の使用料見直しについては、現状の物価高騰やパブリックコメント等の意見を踏まえ、激変緩和措置を現行料金の1.5倍から1.2倍にすることができることと追記をして修正しております。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
19	<p>日頃安価な使用料で施設を利用できうれしく思っていました。今回使用料見直しについて、今まで50%減免されていたものが、なくなるという案には反対です。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
20	<p>減免制度については、以前から利用者間で不公平との声あり。廃止したらどうか。(案)で「公益性が高く～」で団体名が列挙されているが疑問符のつく団体もあり。廃止したほうが不公平感もなくなり、最大の目的である収入増にもつながるのではないか。どうしても減免せざるを得ない場合は、その都度、市長あるいは施設長の決裁により認めるとの運用にしたらどうか。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
21	<p>同時に減免の適用から外されることは、グループの人数の減少と高齢化にとっても不安です。私達の努力が足りない所があると思いますが、コロナの影響のためボランティア活動の機会もなく、グループ維持に努めてきました。昨年からはコンサートの出演できるようになり、これから様々な活動ができると思っていましたが、使用料見直しと減免廃止は私達にとって使用料の2倍強となり、多い時は月3回使用するので、かなりの経費増加になります。</p>	<p>施設使用料及び減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。ただし、今回の使用料見直しについては、現状の物価高騰やパブリックコメント等の意見を踏まえ、激変緩和措置を現行料金の1.5倍から1.2倍にすることができることと追記をして修正しております。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
22	<p>○減免基準の適用について1. 減免基準の基本的な考え方については、明確化して統一化を図っていくことになり良かったと思います。やっと利用者の声が届いたという思いがあります。一方で文化協会、スポーツ協会については会の活動としては公益性があるものと考えますが、例えば文化協会の個々のグループの活動については公益性よりむしろ個人的な趣味として行われているのではないかという意見も多くありましたので、明確な説明が必要なのではないかと考えます。2. 女性団体では昨年10月に減免の基準について話し合いをさせていただいた経過がありますが、減免のあるグループとないグループについては活動内容より(年度を基準に)古いか新しいかのみで決定され実施されていきましたので、今後は利用者ファーストできちんと説明して進めさせていただきたいと思います。ぜひ実施する前に説明会を開催し、利用者が納得して使用し、市民として地域に貢献できる活動につなげていくことを願っています。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。 公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。 また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p>
23	<p>施設使用料の減免基準について。(総合型地域スポーツクラブ)総合型地域スポーツクラブは、国のスポーツ基本計画により推進されていて、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしてきています。甲斐市でも、第2次創甲斐教育推進大綱後半にもあるように、「総合型地域スポーツクラブ」の育成と後援を行い、行政と地域との連携体制を構築します。とあるように、育成を推進しています。現在、免除・減免はありません。(県内他の市町村では、使用料減免や免除、指定管理委託などの支援があります。)今後、部活動の地域移行の担い手や、スポーツ少年団との統合なども検討されております。地域コミュニティの拠点となり、地域課題の解決するために活動している総合型クラブへのサポートを検討していただけたらと考えます。よろしくごお願い致します。</p>	<p>減免及び減額については、条例等で規定しており、個々のケースで判断することとなりますが、公益性のある内容を伴った活動に対して適応するものとします。</p>
24	<p>世間を見わたせば殆どの物が値上りし、家計を苦しめています。高齢者の楽しみの一つでの趣味の教室に通っています。できるだけ、このまま減免を続けてほしいです。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。 公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
25	<p>・減免廃止には、今まで不公平感があつたのでやむを得ないと思います。</p>	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
26	<p>社会教育団体としての減免措置は、今までどおり考慮願いたい。公民館は、社会教育団体の育成及び住民が生涯を通して学び、地域の発展にも寄与するところと考えます。したがって、わたしたちは気軽に利用させていただいており、仲間づくりや健康づくりにも役立っております。現在コロナ禍による公民館利用者の減少が目立っている中で今回の使用料改定は、利用者にとっては大きな打撃であります。これ以上の利用者の減少が続く場合は、行政の不利益にもつながり住民の大きな問題であります。負の結果が出てからの対応では遅すぎます。「公民館まつり」も公民館の大きな事業の一つであり、利用者また地域の人たちが公民館の活性を願い協力をして盛り上げております。このことにも大きな打撃と影響を与えかねません。住民の利便性と住民のための利益を考慮し、使用料を値上げしても従来通りの利用者への減免措置(社会教育団体として)は残していただきたいと切に願います。今後は住民に対し、早めの周知と多くの意見を取り入れられるよう、住民との対話により意見集約して頂きたい。使用料の改定についても、定期的に経済状況をみながら検討していくのが良いと考えます。《使用料の値上げはやむを得ない状況と思いますが、公民館利用者の社会教育団体としての減免措置は、従来通り残していただきたい》</p>	<p>施設使用料及び減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。ただし、今回の使用料見直しについては、現状の物価高騰やパブリックコメント等の意見を踏まえ、激変緩和措置を現行料金の1.5倍から1.2倍にすることができることと追記をして修正しております。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p> <p>また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p>
27	減免措置は従来通り残して頂きたい。	<p>減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p>
28	社会教育団体としての減免措置は、従来通り残してもらいたいと思います。	
29	公民館の利用者としては減免措置は従来通り残して頂きたい。	
30	公民館利用の減免措置は従来通り残して	
31	公民館利用をしている社会教育団体としての減免措置はぜひ従来通り残して頂きたい。	
32	社会教育団体としての減免措置は今までどおり考慮願いたく思います。現在、コロナ禍による公民館利用者が減る中、利用者にとって大きな問題と考えます。よろしく願います。	
33	社会教育団体としての減免措置は今までどおり考慮願いたく思います。よろしく願います。	

No.	意見の概要	市の考え方
34	<p>公民館の利用料が公平でないとの説明だけでは、今回来年度から使用料値上げには納得できません。</p> <p>公民館の利用によって健康で文化的な生活を送っている市民の中には、今回の使用料の値上げにより、やめてしまう団体やサークルが出てきてしまう心配があります。公民館は市民が利用してこそ本来の役割と考えます。私たちが登録しているサークルの竜王北部公民館では、住所氏名年齢の会員名簿と一緒に、社会教育としての団体認定と公民館への協力体制があるかなど登録を行い協議会があります。役員体制もボランティアで運営されて委員会や総会もきちんと行われています。</p> <p>各団体・サークルでは趣味の活動や会員同士の親睦では生活や様々な情報交換もできます。</p> <p>健康を考えての体操や地域で披露する演奏、歌声、踊り、体をつくる食への関心から料理教室など、多種多様な活動が活発に行われている状況です。</p> <p>市民が望む活動を市政が協力していく事こそ、真の住民サービスであると考えます。市の財政を考えるのであれば、市民に役立つこと、市民が望むことにこそ税金を使うことが大切な事でしょう。</p> <p>将来にわたって負の遺産になるような建物を建てたり、不必要で危険な発電所を作ることに億単位の税金を使うことのほうが財政面を考えるうえで必要です。</p>	<p>施設使用料及び減免基準については、基本的な考え方に基づき見直しを行います。ただし、今回の使用料見直しについては、現状の物価高騰やパブリックコメント等の意見を踏まえ、激変緩和措置を現行料金の1.5倍から1.2倍にすることができることと追記をして修正しております。</p> <p>公民館の利用者団体については、文化協会への加入を促進するとともに、所管課において、減免となる取り扱いを明確にいたします。</p> <p>また、今後、所管課において、利用者団体へ丁寧な説明を予定しております。</p>